別紙1
資源有効利用・脱炭素化促進設計指針（案）に関するパブリックコメントの結果について

※紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	（安全性の定義について） ・2ページ9行目の安全性の定義について、「電気機器」を追記すべき。	・「危険及び障害の発生の防止が必要なリチウム蓄電池」は、「人や環境に悪影響を及ぼすおそれのあるもの等」の例示であり、リチウム蓄電池以外の電気機器も危険及び障害の発生の防止が必要なものであれば対象となります。
2	（原材料等の使用の合理化について） ・「軽量」に限定せず、「環境に配慮した」など、複数のオプションを考慮した表現にすべき。	・本項目は原材料の使用量を減らすことで資源の有効な利用に資することを目的にしており、環境に配慮した素材については、再生資源の利用等の他の項目で規定しております。
3	（修理等の容易化について） ・6ページ10行目について、「短時間で」を追記すべき。 ・「適正な価格」を定義することは困難であるため、「適正な価格で」の記載を削除していただきたい。仮に、削除できない場合であっても、具体的な数値基準の議論にならないよう、留意いただきたい。 ・7ページ1行目について、「可能な限り」との記載を、「異なる機種間の」および、「一般的に入手可能な装置で」の前に加えるべき。	・製品分野ごとに修理のしやすさ等、特性が異なるため、時間に関する基準については、個別製品分野における設計認定基準を策定する際に検討してまいります。 ・本項目に定める「適正な価格で」とは、修理費用が過度に高額にならないような設計とすることを求める内容であり、具体的な数値基準の設定まで求めるものではございません。個別製品分野における設計認定基準を策定した際に、申請者向けの手引き等にて詳細を記載することを予定しております。 ・製品分野ごとに共通化が可能であるかの特性が異なるため、個別製品分野における設計認定基準を策定する際に検討してまいります。
4	（再生資源及び再生部品の利用について） ・7ページ11行目において、「安全を担保した」を追記すべき。 ・「資源の有効な利用を促進するため」という目的のため、「再生資源」だけでなく、「再生可能資源」も併記する形が望ましいと考える。	・安全性や信頼性を担保いただくために、（5）⑤の項目において、「第三者による認証制度等の活用」を推奨しております。 ・バイオマスプラスチックについては、資源有効利用促進法における再生資源の定義（使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。）に該当するものであれば再生プラスチックに含みます。具体的には木質廃材や廃食用油を利用したバイオPE、バイオPET、バイオPPなどが該当します。「再生可能資源」については資源有効利用促進法では規定されていないため、原案のままとさせていただきます。
5	（省エネ法等との整合性について） ・今後の制度設計（認定基準や表示）の際は、本項目の他に「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」等とも整合して進める必要があると考える。	・今般定める「資源有効利用・脱炭素化促進設計指針」は全製品分野統一の指針であり、個別製品分野における設計認定基準を策定する際に、省エネ法との整合性も考慮しながら検討してまいります。
6	（カーボンフットプリントの算定及び公表について） ・9ページ6行目において、「規格ISO14067等」の箇所を「規格ISO14067、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及びISO14044）等」に変更すべき。	・申請者向けの手引き等にて詳細を記載することを予定しております。
7	（再資源化事業者等による事前評価及び反映について） ・10ページ10行目において、標題を「再資源化事業者等による事前評価及び反映」から「再資源化事業者等による評価の考慮」に変更することを提案する。また記載内容も「連携する再資源化事業者等があらかじめ特定されている場合には、適正かつ容易な再資源化の実施に必要な事項等について、可能な限り、意見を求め、その意見を考慮すること」に変更することを提案する。	・設計・製造段階で、再資源化事業者等による事前評価を反映いただくことで、より再資源化しやすい製品の設計が可能と考えております。本指針の内容は、特に優れた環境配慮設計を認定するための指針であり、より高度な資源有効利用及び脱炭素化の促進に向け取り組むべき事項を規定することを目的としておりますので、原案のままとさせていただきます。
8	（発火する危険性が高い製品の表示について） ・12ページ6行目において、「製品本体」の記載を、「製品本体、その包装、または取扱説明書等」に変更すべき。	・発火する危険性が高いものについては、製品本体に表示することが望ましいと考えております。
9	（水使用量の最小限化及び公表について） ・2（5）①の2文目を「また、可能な限り、製品のライフサイクルにおける水の使用量を把握し、公表すること。」に変更すべき。	・水も資源と捉え、製品のライフサイクルにおける水使用量をあらかじめ把握いただくことが望ましいと考えております。本指針の内容は、特に優れた環境配慮設計を認定するための指針であり、より高度な資源有効利用及び脱炭素化の促進に向け取り組むべき事項を規定することを目的としておりますので、原案のままとさせていただきます。

10	（製品中の懸念物質の最小限化及び公表について） ・「製品のライフサイクル全体で排出が想定される」を「製品中の」に変更すること、および、「可能な限り」の表記を、「あらかじめ把握及び公表し、最小限に抑えること。」の前に挿入することを提案する。	・「製品中」だけでなく「製品のライフサイクル全体」で排出が想定される人間の健康や環境へ悪影響を及ぼす懸念物質の使用をあらかじめ把握及び公表し、最小限に抑えることが望ましいと考えておりますので、原案のままとさせていただきます。
11	（製品に関する情報発信） ・13ページ5行目において、「必要とされる範囲で」を「可能な限り」に変更すべき。また、「次に掲げる事項」を「次に掲げる事項等」に変更すべき。	・本指針の内容は、特に優れた環境配慮設計を認定するための指針であり、より高度な資源有効利用及び脱炭素化の促進に向け取り組むべき事項を規定することを目的としておりますので、原案のままとさせていただきます。なお、本項目における「必要とされる範囲」は、製品ごとに異なるため、より詳細な基準については、製品分野ごとの設計認定基準を策定する際に検討してまいります。
12	（第三者による認証制度等の活用について） ・設計認定の申請に関し、指定調査機関による認証と並行し、商品に応じては算出基準に基づく自己評価でも可能とする制度も必要と考える。そのため算出基準を策定・開示し、製造販売事業者自ら評価し、例えば試買テスト等で信頼製を担保する制度等もご検討いただきたい。	・製品分野ごとに特性が異なるため、第三者による認証制度等の活用については、個別製品分野における設計認定基準を策定する際に検討してまいります。いただいたご意見は、設計認定基準を策定する際に、参考とさせていただきます。
13	（手引きの公表について） ・2（2）③の項目を実行するためには、製造事業者等によって算定されたカーボンフットプリントやエネルギー効率で比較することになる。特にカーボンフットプリントについて、一次データで算定する場合は特に問題はないと考えられるが、二次データで算定する場合は、データベースにより排出係数が異なる場合もあり、製造事業者間の公平性を担保するために、算定基準が必要と考える。基準について検討、ガイドラインの公表をお願いしたい。 さらに、2（5）①の項目についても、同様に算定基準の検討、公表をお願いしたい。	・製品分野ごとにカーボンフットプリントやエネルギー効率、水使用量の特性が異なるため、カーボンフットプリントやエネルギー効率、水使用量の算定方法については、個別製品分野における設計認定基準を策定する際に検討してまいります。いただいたご意見は、設計認定基準を策定する際に、参考とさせていただきます。